

議案第 24 号

亀山市消防団条例の一部改正について

亀山市消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 〔(2) 及び (3) 略〕</p>	<p>(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 〔(2) 及び (3) 略〕</p>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。